

(設置)

第1条 子育て支援及び地域コミュニティの振興並びにこれらに関する企業の誘致と新規事業の創出を支援することを目的として、香春町子育て支援及び地域活性化交流施設（以下「施設」という。）を、香春町大字香春751番地1に設置する。

(事業)

第2条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 地域コミュニティの振興に関すること。
- (3) 就業支援に関すること。
- (4) ITの活用に関すること。
- (5) 施設への企業誘致に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、施設の管理上、必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (3) 施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前各号のほか、町長が使用させることを不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用する権利を譲渡し又は転貸したとき。
- (3) 災害その他の事由により、施設を使用させることができなくなつたとき。

(使用料の徴収)

第6条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第225条の規定に基づき、施設を使用する者から、別表に定めるところにより使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 町長は、特に必要と認めるものについては、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由で使用することができなかつたと町長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(造作等の制限)

第9条 使用者は、その使用のため施設に特別の整備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、その使用を終了したときは使用許可期限の満了前に、使用者の負担において、原状に回復しなければならない。

(指定管理者による管理)

第11条 施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 第2条各号に掲げる事業の実施に関する業務

(4) その他施設の管理運営に関し町長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第5条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第12条 町長は、前条の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合にあつて、適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合にあつては、前条第3項の規定に加え、第6条から第8条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」として、第6条から第8条までの規定及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」として、これらの規定を適用する。

(損害賠償)

第13条 施設を使用する者は、施設若しくはその付帯設備をき損し、又は滅失させたときは、町長の指定する方法で損害額を賠償しなければならない。ただし、特別な事由があると認められるときは、この限りではない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施設の供用を開始する日は、規則で定める日とする。

附 則（令和6年6月10日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

施設区分	単位	使用料（1室あたり）
レンタルスペース （2階旧普通教室）	1月	50,000円に消費税及び地方消費税を加算した額
	1時間	500円に消費税及び地方消費税を加算した額 （冷暖房費は1時間につき200円）
サテライトオフィス （2階旧普通教室）	1月	50,000円に消費税及び地方消費税を加算した額
産業振興施設 （2階旧図書室を除く旧特別教室）	1月	70,000円に消費税及び地方消費税を加算した額
地域交流スペース （2階旧図書室）	1時間	500円に消費税及び地方消費税を加算した額 （冷暖房費は1時間につき200円）
コワーキングスペース （2階旧多目的ホール）	1時間	4,000円に消費税及び地方消費税を加算した額 （冷暖房費は1時間につき700円）
(備考) 電気、水道、雑排水処理費用については、使用料とは別に使用者の負担とする。（レンタルスペース、地域交流スペース及びコワーキングスペースによる貸出は除く。）		